北海道告示第11617号

北海道が令和７年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和７年10月31日

北海道知事　鈴木　直道

（総務部所管分その９）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
１　北海道私立高等学校等学び直し支援事業 　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第２条に規定する高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も、卒業までの間、継続して学び直し支援金を支給することにより、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。	私立高等学校等に在学する生徒等のうち、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日付け25文科初第1446号通知）第３条に該当し、知事の認定を受けた者	支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額	10分の10以内	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		
２　高校生等臨時支援金事務費補助事業 　文部科学省高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等臨時支援）交付要綱（令和７年４月８日文部科学大臣決定）に基づき、私立学校等の設置者が、高校生等臨時支援金（以下、この項において「臨時支援金」という。）に関して行う事務の執行に要する費用に充てることにより、事務の円滑な実施に資することを目的として、予算の範囲内で補助する。	臨時支援金に関する事務を行う学校設置者	臨時支援金に関する事務の執行に要する経費のうち、次に掲げるものとする。 １　旅費 ２　消耗品費 ３　印刷製本費 ４　通信運搬費 ５　保管料及び手数料 ６　委託料 ７　使用料及び賃借料 ８　その他、臨時支援金に関する事務の執行に必要な経費として知事が認める経費	10分の10以内	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		